

# 畜舎等に係る基準の特例の細目

(令和四年三月三十一日)

(消防庁告示第二号)

改正 令和 五年 五月三十一日消防庁告示第 六号

同 六年 三月一三日同 第 四号

同 六年 三月二九日同 第 六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第三項並びに第四項の規定に基づき、畜舎等に係る基準の特例の細目を次のように定める。

## 畜舎等に係る基準の特例の細目

### 第一 趣旨

この告示は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第三十二条の三第一項第一号及び第二号、第二項第四号並びに第四項から第六項までに規定する畜舎等に係る基準の特例の細目を定めるものとする。

### 第二 特例を適用する畜舎等

一 規則第三十二条の三第一項第一号の防火上及び避難上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 階数が一であること。ただし、延べ面積が三千平方メートル以下であり、かつ、次に掲げる要件を満たす場合は、階数を二とすることができる。

イ 二階部分が次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口をあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

(ロ) あらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

ロ 延べ面積が千五百平方メートルを超える場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十条第一項第五号に規定する無窓階が存しないこと。

(ロ) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のものに到達しうること。

(二) 居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）が存する場合は、当該居室が畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のための使用に供するものであって、次のイからニまでに掲げる要件を満たすものであること。

イ 次に掲げる部分が存しないこと。

- (イ) 不特定又は多数の者が利用する部分
  - (ロ) 仮眠その他の就寝の用に供する部分
  - (ハ) 多量の火気を使用する部分
  - ロ 居室の床面積の合計が延べ面積の二分の一未満であること。
  - ハ 次に掲げる構造を有するものであること。
    - (イ) 直接地上へ通ずる出入口を当該居室のあらゆる部分から容易に見とおし、かつ、識別できるものであること。
    - (ロ) 当該居室のあらゆる部分から(イ)の出入口に至る歩行距離が三十メートル以下であること。
  - ニ 当該居室の管理について権原を有する者が畜舎等の管理について権原を有する者と同一であること。
- 二 規則第三十二条の三第一項第二号の周囲の状況から延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。
- (一) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項に規定する市街化区域又は同法第八条第一項第一号に規定する用途地域以外の地域に存するものであること。
  - (二) 畜舎等の周囲六メートル以内に建築物又は工作物が存しないものであること。ただし、当該建築物又は工作物が次のいずれかの要件を満たす場合は、この限りでない。
    - イ 不燃材料で造られたものであること。
    - ロ 内部に人が立ち入ることのできない構造となっているものであること。
- 三 規則第三十二条の三第二項第四号の防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるものは、次のとおりとする。ただし、(一)から(八)までの物資及び(九)の車両を同一の保管庫に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管すること。
- (一) 飼料
  - (二) 敷料
  - (三) 飼育ケージ、動物用医薬品その他の家畜の飼養管理に必要なもの
  - (四) 肥料、農薬その他の飼料の生産に必要なもの
  - (五) 鶏卵その他の畜産物又はその加工品
  - (六) もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要なもの
  - (七) 消毒薬、消毒設備（消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備をいう。）その他の家畜の伝染性疾病の発生予防又はまん延防止に必要なもの
  - (八) 畜舎等又はその設備の維持に必要な資材又は工具
  - (九) 農業用トラクター、トラクターショベルその他の畜産経営に必要な車両
  - (十) (九)の車両の燃料（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の四に定める指定

数量の五分之一未満のものに限る。)

(十一) (九)の車両の修理又は整備に必要な部品又は機械器具

(十二) (九)の車両にけん引される農業用機械器具

### 第三 畜舎等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の細目

一 規則第三十二条の三第四項の規定による読み替え後の令第二十七条第一項第一号及び第二項の消防庁長官が定める構造は、次のとおりとする。

(一) 木造以外の平屋建てであること。

(二) 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

二 規則第三十二条の三第五項の規定による読み替え後の規則第六条第六項第一号の消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養又は家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する部分とする。

三 規則第三十二条の三第五項の規定による読み替え後の規則第二十四条第五号ニ及び第二十五条の二第二項第一号ハの消防庁長官が定める部分は、専ら家畜の飼養の用に供する部分（当該部分に面する通路の用に供する部分を含む。）とする。

四 規則第三十二条の三第五項の規定による読み替え後の規則第二十八条の二第一項第三号ロ、第二項第二号ロ及び第三項第三号ロの消防庁長官が定める部分は、次に定める構造を有する畜舎等のうち、常時人が立ち入らない部分とする。

(一) 直接地上へ通じ、又は直通階段で屋外に設けるものに通ずる出入口が二以上設けられており、各階のあらゆる部分から二以上の異なった経路によりこれらの出入口のうちの二以上のものに到達しうること。

(二) 畜舎等のあらゆる部分から(一)の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものであること。

五 規則第三十二条の三第六項の延焼防止上支障がないものとして消防庁長官が定める基準は、次のとおりとする。

(一) 渡り廊下その他これに類する部分（以下「接続部分」という。）のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも次に定める構造を有するものであること。

イ 主要構造部の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものでないこと。

ロ 高さが十六メートルを超えるものでないこと。

(二) 接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分の相互間の距離が六メートルを超えるものであること。

(三) 接続部分が次のイからホまでの要件を満たすものであること。

イ 不燃材料で造られたものであること。

ロ 直接外気に開放されているもの又は次の要件を満たす排煙口を設けたものであること。ただし、煙が滞留するおそれがない場合は、この限りでない。

(イ) 直接外気に接し、常時開放されたものであること。

(ロ) 屋根又はこれに類する部分に設けられたものであること。

(ハ) 接続部分の長辺の三分の一以上の幅で高さ一メートル以上であること。

ハ 接続部分と畜舎等の二以上の部分との間に不燃材料で造った間仕切壁又は規則第三十条第一号イに規定する防煙壁を設けること。ただし、煙が流入するおそれがない場合は、この限りでない。

ニ 通行又は運搬の用途にのみ供され、可燃物の存置その他通行の支障がない状態にあるものであること。

ホ 直径一メートル以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ七十五センチメートル及び一・二メートル以上の開口部で、規則第五条の五第二項各号に適合するもの（以下「消防活動上有効な開口部」という。）を有すること。ただし、接続部分のみで接続されている畜舎等の二以上の部分がいずれも消防活動上有効な開口部を二以上有し、かつ、直径五十センチメートル以上の円が内接することができる開口部（規則第五条の五第二項各号に適合するものに限る。）の面積の合計が当該部分の床面積の三十分の一を超えるものである場合には、この限りでない。

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年五月三十一日消防庁告示第六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年三月一三日消防庁告示第四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和六年三月二九日消防庁告示第六号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。